

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案について

介護支援課

1 改正の理由

介護保険制度の改正による指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、介護保険施設等における協力医療機関との連携体制の構築を義務付けるなどの基準を設けるほか、所要の改正を行う。

2 改正の内容

主な改正内容は次のとおり

項目	サービス種別	主な内容
医療機関との連携	介護老人福祉施設等	協力医療機関(在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等)との実効性のある連携体制の構築を義務付ける。
生産性向上の推進	介護老人福祉施設等	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。
福祉用具の適時・適切な利用	福祉用具貸与 特定福祉用具販売	福祉用具の一部の貸与種目・種類を、利用者が貸与又は販売の選択を可能とすることに伴い、利用者に対する十分な制度説明や、選択に必要な情報提供と提案を行うことを義務付ける。

3 施行日

令和6年4月1日又は6月1日

4 改正する条例

- (1) 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
- (2) 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
- (3) 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
- (4) 介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
- (5) 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- (6) 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- (7) 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- (8) 介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例